

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

団塊の世代が75歳以上になる令和7年（2025年）が近づく中で、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）まで高齢者人口が増加するとともに、介護・医療ニーズが高くなる85歳以上の人口が急速に増加することが予測されています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯をはじめ、認知症の人の増加も見込まれ、介護・医療ニーズや生活支援ニーズなどが増加・多様化することが想定されます。しかし、その一方で、総人口および現役世代人口は減少傾向にあり、それらのニーズに応え、高齢者を支える人的基盤の確保が大きな課題となっています。

今後は、令和7年（2025年）に向けて、さらにはその先の令和22年（2040年）を見据えて、健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくりの推進や、多様なニーズに対応した介護・医療・生活支援の提供・サービスの整備、認知症施策の総合的な推進、介護人材の育成と介護現場の革新などが必要となっています。

国においては、令和2年（2020年）6月に、介護保険法や老人福祉法、社会福祉法等の改正を一本化した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。今回の介護保険法の改正では、「市町村の包括的な支援体制の構築の支援」をはじめ「地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進」「医療・介護のデータ基盤の整備の推進」「介護人材確保及び業務の効率化の取組みの強化」がポイントとなっています。

本市においても、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」（平成29年（2017年）3月策定）に示された方針・取り組みなどを踏まえ、「地域包括ケアシステム・豊中モデル」の構築・推進に向けた取り組みを展開してきました。

上記のような国の動向を踏まえ、令和7年（2025年）に向けて、さらにはその先の令和22年（2040年）を見据えつつ、高齢者分野の地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む、「地域包括ケアシステム・豊中モデル」に発展させていくための計画として、「第8期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ・期間

1) 法令の根拠

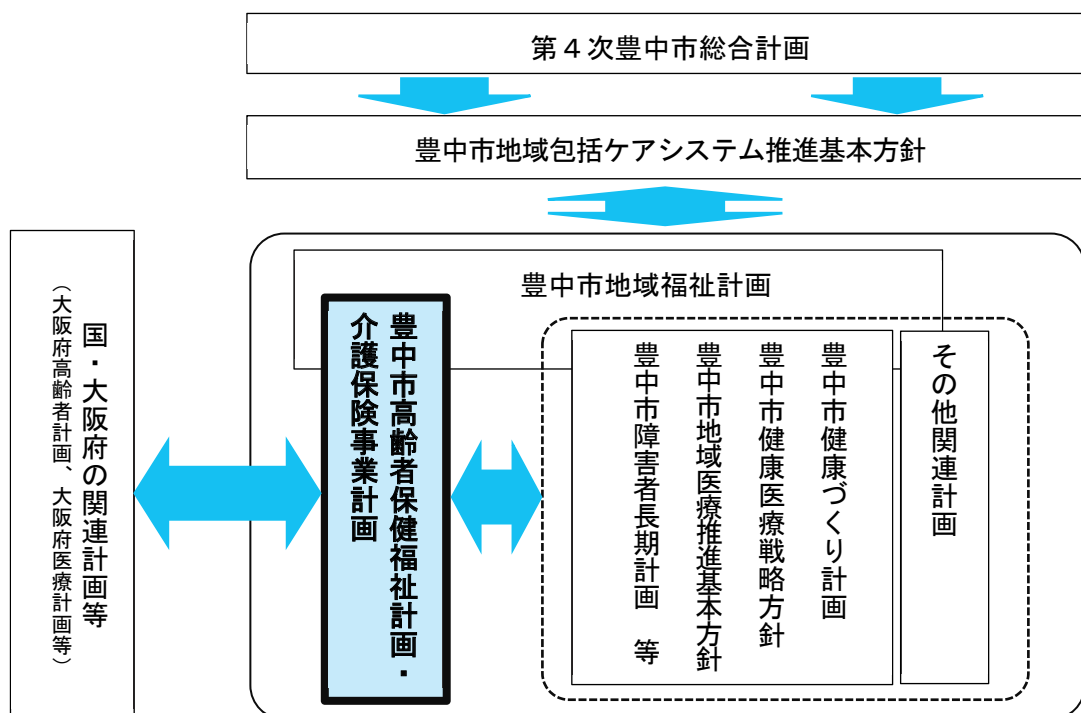
高齢者保健福祉計画については、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づくものであり（保健・医療に関する分野については、「健康増進法」及び、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づきます。）介護保険事業計画については、介護保険法第 117 条の規定に基づくもので、これらの計画を一体的に策定するものです。

2) 関連計画との関係

本計画は、『第 4 次豊中市総合計画』を上位計画とし、高齢者保健福祉及び介護保険分野の分野別計画として策定するものです。

また、福祉に関する分野別計画を包含する『第 4 期豊中市地域福祉計画』のもと、『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』（平成 29 年（2017 年）3 月策定）に示された方針・取り組みを踏まえています。

さらに、『豊中市健康づくり計画』や『豊中市障害者長期計画』、『豊中市地域医療推進基本方針』などの関連計画や、住宅施策、教育分野等との整合・調和を図るほか、国及び大阪府の関連計画等とも十分に整合を図ります。



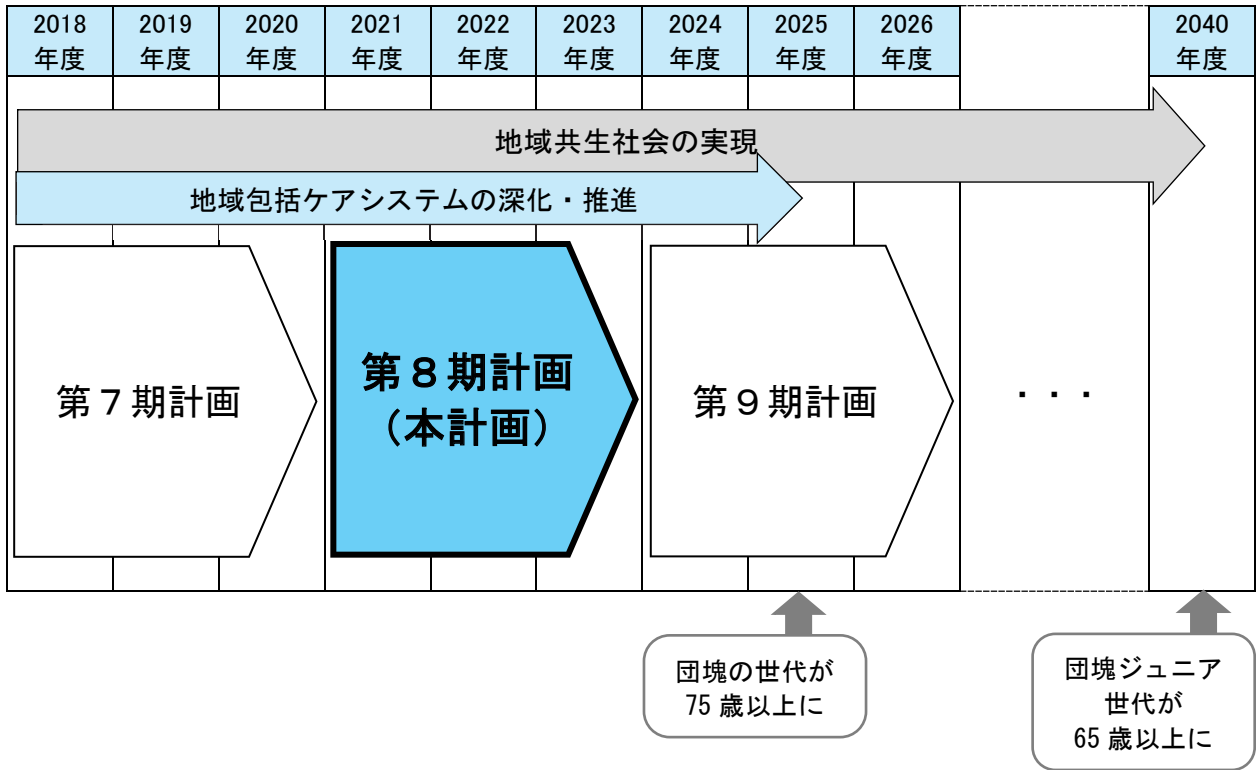
なお、本市において、持続可能な開発目標SDGs（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っており、全17の目標分野のうち、本計画では、以下の10分野に関わる施策内容を含んでいます。

- 目標 1 貧困をなくそう
- 目標 3 すべての人に健康と福祉を
- 目標 4 質の高い教育をみんなに
- 目標 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 目標 8 働きがいも経済成長も
- 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 目標 10 人や国の不平等をなくそう
- 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- 目標 16 平和と公正をすべての人に
- 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう



3) 計画の期間

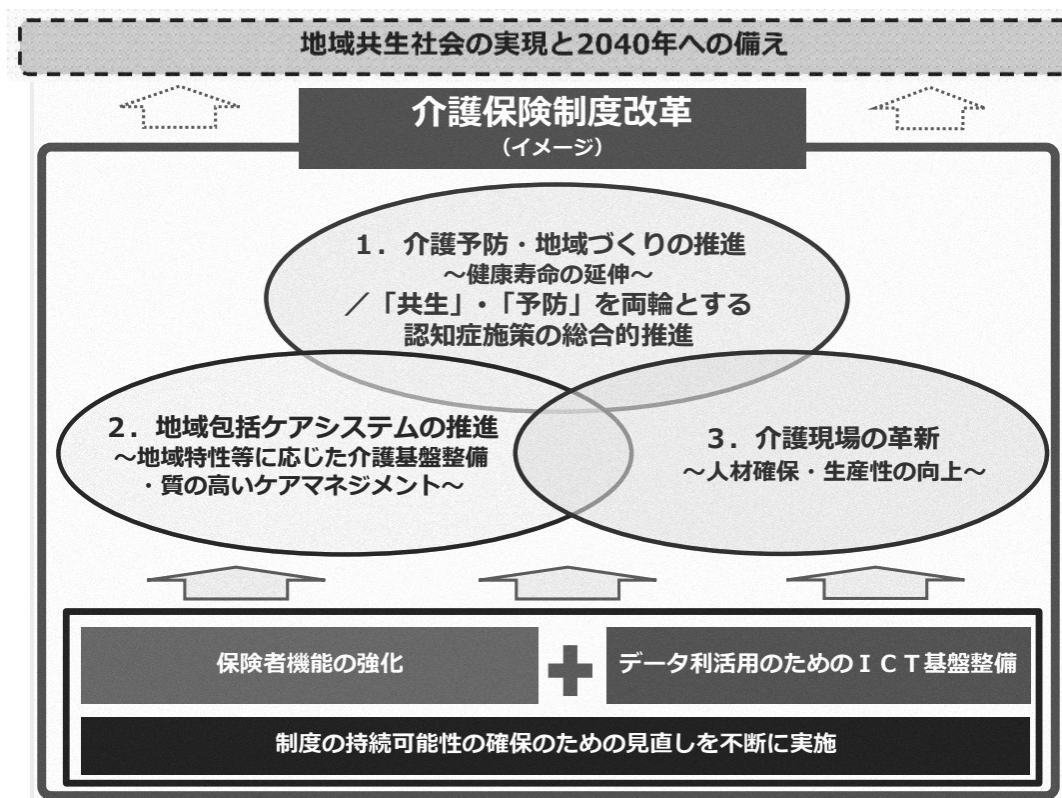
本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3か年とします。



3. 介護保険制度改革の概要

国では、今回の介護保険制度改革がめざす方向を「地域共生社会の実現と2040年への備え」とし、以下のような「改革の3つの柱」および「3つの柱を下支えする改革」を設定しました。

【介護保険制度改革の全体像】



資料：社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日）

また、令和2年（2020年）6月に可決成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」については、地域共生社会の実現を図るため、市町村の包括的な支援体制の整備の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化などをめざしたものとなっています。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の主な内容は以下の通りです。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

※施行日：令和3年（2021年）4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

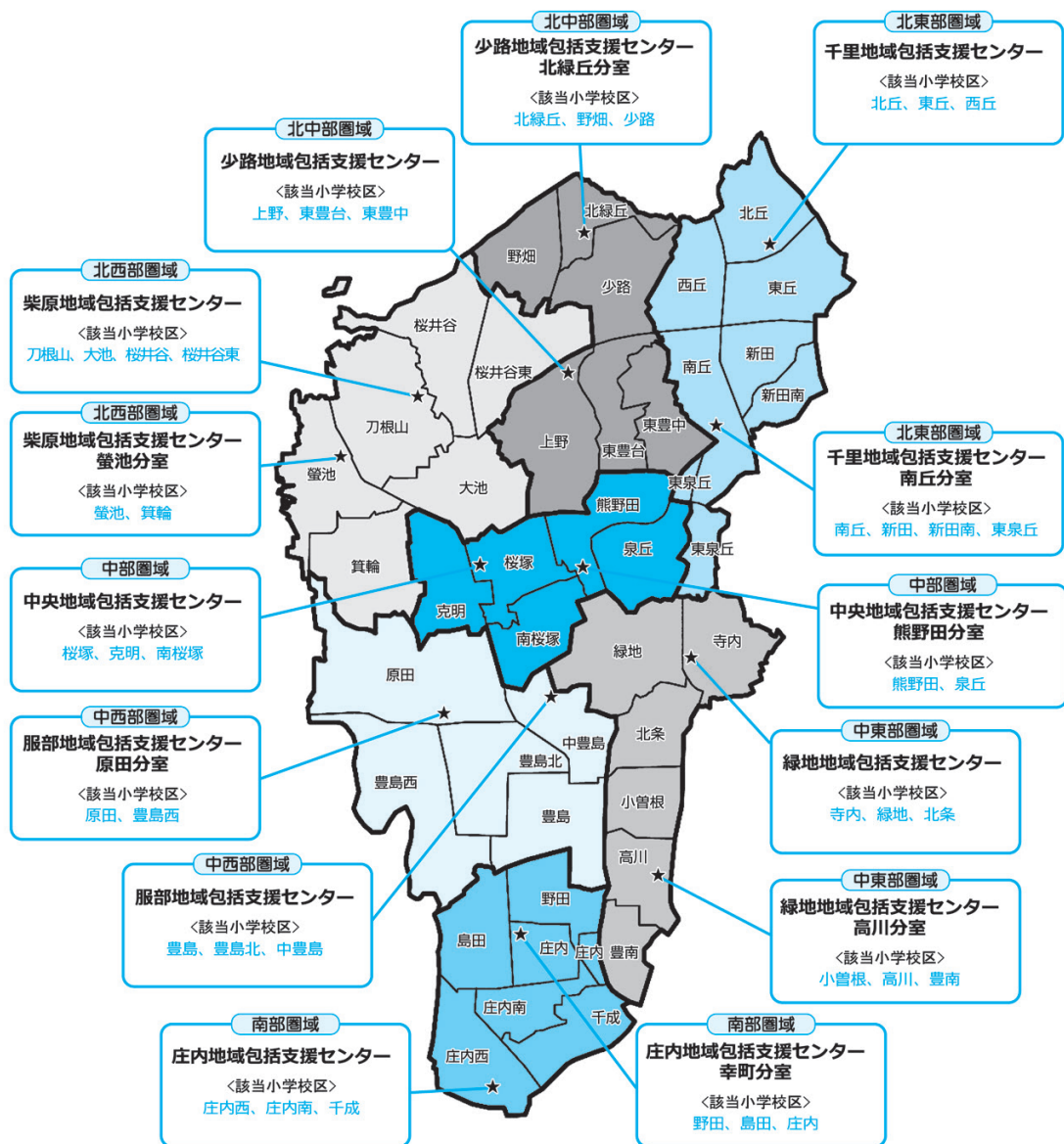
4. 日常生活圏域の設定

一人ひとりが安心した生活を継続できるよう住み慣れた身近な地域を「日常生活圏域」とし、7つの日常生活圏域を設定します。

本市では兼ねてより、小学校区単位を基礎として、コミュニティ活動や民生委員活動が展開されてきた地域性があります。

このことから、日常生活圏域の設定にあたっては、地域における歴史や自然、住民の生活形態や地理的条件、人口、交通事情その他、社会的条件さらにはコミュニティなど地域の特性を総合的に勘案して設定し、日常生活圏域ごとに必要なサービス見込み量を定めています。

本市においては、日常生活圏域ごとに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。



5. 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、介護保険事業運営委員会における審議及び庁内の関係課長会議等での協議、各種アンケート・ヒアリングによる現状把握や課題等の検討を進めました。

1) 介護保険事業運営委員会による審議

介護保険事業運営委員会において、学識経験者、保健・医療・福祉などの関係機関、公募による市民（被保険者）、事業者などの参画を得て、計画の内容等についての審議を進めました。

2) 市民アンケート調査

65歳以上の高齢者及び要支援・要介護認定者を対象に、生活状況や介護保険サービスの利用状況、介護者の状況、今後の利用意向等を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

【市民アンケート調査の概要】

調査名	健康とくらしの調査 (高齢者一般調査)	在宅認定者調査 (在宅介護実態調査)	施設入所者調査
調査対象	65歳以上の方で、 要支援認定を受けている か、要支援・要介護認定を 受けていない豊中市民 6,150 人（無作為抽出）	要支援・要介護認定を受け、 介護保険施設に入所してい ない豊中市民 3,498 人 （無作為抽出）	要介護認定を受け、介護保 険施設等に入所している豊 中市民 1,596 人 （無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収		
調査期間	令和元年（2019年） 11月～12月	令和元年（2019年）12月	
回収数 (有効回収数)	3,373 部	1,653 部 (1,616 部)	608 部 (594 部)
回収率 (有効回収率)	54.8%	47.3% (46.2%)	38.1% (37.2%)

3) 関係機関アンケート調査・ヒアリング調査

介護や医療の関係機関・団体等を対象に、実態や抱える課題、また関係機関・団体等からみた地域や高齢者の状況を把握するため、以下のアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

【関係機関アンケート調査の概要】

調査名	ケアマネジャーアンケート調査	訪問看護事業所アンケート調査	在宅療養支援診療所アンケート調査	在宅療養支援歯科診療所アンケート調査	在宅患者訪問薬剤管理指導実施薬局アンケート調査
調査対象	在勤ケアマネジャー(市内の居宅介護支援事業所156事業所に配布、各事業所で3名を上限に調査を依頼)	市内の訪問看護事業所：57事業所	市内の在宅療養支援診療所：76診療所	市内の在宅療養支援歯科診療所：56診療所	市内の在宅患者訪問薬剤管理指導実施薬局：152事業所
調査方法	郵送による配布・回収				
調査期間	令和2年(2020年)6月	令和2年(2020年)9月			
回収数(有効回収数)	307部(307部)	38部(38部)	44部(44部)	27部(27部)	80部(80部)
回収率(有効回収率)	—	66.7%(66.7%)	57.9%(57.9%)	48.2%(48.2%)	52.6%(52.6%)

【ヒアリング調査の概要】

調査名	地域包括支援センターヒアリング調査	老人介護者(家族)の会ヒアリング調査	生活支援コーディネーターヒアリング調査	事業所ヒアリング調査
調査概要	第7期介護保険事業計画の基本目標などを踏まえつつ、地域包括支援センターの現状や課題・問題点、行政や関係機関等への意見などを把握	老人介護者(家族)の会役員を対象に、介護者の現状とともに、介護者が抱える課題・問題点や、その解決策・対応策などを把握	地域における支え合いの体制づくりに向けて、地域住民の意識醸成、地域人材の育成・組織化、地域の課題解決力強化等の課題や問題点を把握	地域包括ケアシステムの構築、深化・推進に向けて、介護保険サービス事業者の現状や課題・問題点、行政や関係機関等への意見などを把握
調査日	令和2年(2020年)8月5日～7日	令和2年(2020年)9月3日	令和2年(2020年)9月2日	令和2年(2020年)8月17～18日

